

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		放置に対する措置
根拠条例・規則名		さいたま市自転車等放置防止条例
条 項		第 1 0 条
所 管 部 課		都市局 都市計画部 自転車まちづくり推進課（車両対策事務所） （電話：048-829-1399）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<p>1 市長は、放置禁止区域内の公共の場所に自転車等が放置され、他の手段によっては住民の生活環境を保持することができないと認められるときは、必要な限度において、当該自転車等を撤去することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により自転車等を撤去するに当たり、ワイヤー錠等の切断その他の撤去のために必要な措置を要するときは、当該措置を講ずることができる。この場合において、市は、当該措置によって生じた損害について、賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>3 市長は、放置禁止区域外の公共の場所に自転車等が放置され、住民の生活環境が脅かされていると認められるときは、当該自転車等を整理するなど必要な措置を講ずることができる。</p>
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 2 0 年 4 月 1 日最終改正
備 考		